

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（デジタルトランスフォーメーション推進課） 1

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第31号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

化製場等に関する法律施行条例（昭和59年北海道条例第52号）	第3条（図面に係る部分を除く。）（第6条第1項において準用する場合を含む。）及び第9条第1項
--------------------------------	--

を

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）	第29条（第4項を除く。）、第32条第2項、第37条第3項、第37条の7第1項、第44条の2第9項、第44条の11第2項、第46条の7第2項、第61条の10第2項、第61条の17、第63条第2項、第63条の10第7項、第63
------------------------	--

	条の11第4項、第66条第2項及び第67条の2並びに附則第8条の3第2項
北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）	第21条の2（住民票の写し及び登記事項証明書に係る部分を除く。）
北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）	第30条第2項（図書に係る部分を除く。）
化製場等に関する法律施行条例（昭和59年北海道条例第52号）	第2条及び第3条（これらの規定を第6条第1項において準用する場合を含む。）並びに第9条
興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）	第2条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）	第3条第1項及び第2項（住民票の抄本及び登記事項証明書に係る部分を除く。）（第6条第2項において準用する場合を含む。）並びに第8条第1項（第1号に係る部分に限る。）

に改め、同表北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）の項の次に次のように加える。

北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成13年北海道条例第7号）	第2条第2項
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）	第5条第1項及び第2項（登記事項証明書及び資産の状況を確認できる書類に係る部分を除く。）
北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）	第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第13条第1項

別表第1中

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）	第3条第1項及び第2項（第3号に係る部分に限る。）（第9条第3項において準用する場合を含む。）
---	---

	む。)
を	
「	
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）	第3条第1項及び第2項（第3号に係る部分に限る。）（第9条第3項において準用する場合を含む。）
北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）	第8条
に改める。	
別表第2中	
「	
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第24条の3
を	
「	
北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則（昭和24年北海道規則第189号）	第1条（設計図書に係る部分を除く。）
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第2条第6項、第4条（第5項を除く。）、第5条第3項、第7条、第24条の2（住民票の写し及び登記事項証明書に係る部分を除く。）、第24条の3、第26条第1項及び第2項（住民票の写しに係る部分を除く。）、第27条第2項及び第3項並びに第29条第2項及び第3項（住民票の写しに係る部分を除く。）
行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）	第1条第1項
北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）	第16条第1項（住民票の写し又はこれに代わる書面及び登記事項証明書に係る部分を除く。）
武器等製造法施行細則（昭和28年北海道規則第184号）	第4条第1項及び第4条の2第1項
に改め、同表北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の項中「第41条の6（個	
人事業税の事業開始等の届出に係る部分を除く。）」を「第4条の2第5項、第14条の2、第28条の2（第1号、第3号及び第12号に係る部分に限る。）、第36条、第41条第2項、第41条の6、第43条の2第4項、第65条の2第2項、第66条第2項、第67条の7第2項、第67条の9第1項、第67条の11から第67条の13まで及び第69条の2第2項」に改め、同項の次に次のように加える。	
火薬類取締法施行細則（昭和29年北海道規則第146号）	第6条の2第1項、第8条第1項、第10条第1項、第20条第1項、第23条第1項及び第27条第1項
別表第2災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の項中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項の次に次のように加える。	
児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）	第1条の2第2項前段及び第1条の3第2項前段
農業保険法施行細則（昭和34年北海道規則第8号）	第12条第2項及び第13条並びに附則第2項
危険物の規制に関する規則（昭和34年北海道規則第150号）	第5条第3項
不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和40年北海道規則第51号）	第2条第1項
製菓衛生師法施行細則（昭和42年北海道規則第45号）	第2条第2項（関係書類及び写真に係る部分を除く。）
北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）	第20条第1項
狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）	第3条及び第7条
林業種苗法施行細則（昭和46年北海道規則第7号）	第2条及び第4条
別表第2北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）の項の次に次のように加える。	
建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）	第12条（第4項を除く。）、第13条第1項、第13条の2第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第23条第1項
北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）	第43条第1項及び第43条の2第1項
別表第2北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）の項の次に次のように加える。	

北海道立農業大学校管理規則(昭和49年北海道規則第45号)	第22条第1項
-------------------------------	---------

別表第2建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)の項中「第5条」の次に「、第6条第2項前段及び第7条第2項前段」を加え、同表墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の項中「及び第4条第1項」を「、第4条第1項及び第13条第1項」に改め、同表化製場等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第103号)の項の次に次のように加える。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第28号)	第4条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)	第7条及び第8条第2項

別表第2食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第31号)の項中「第6条前段」を「第4条前段、第6条前段」に改め、「第9条前段」の次に「、第11条前段」を加え、同表北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)の項の次に次のように加える。

北海道計量検定所条例施行規則(平成12年北海道規則第90号)	第3条、第5条及び第6条第1項
--------------------------------	-----------------

別表第2鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年北海道規則第58号)の項の次に次のように加える。

農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)	第8条から第10条まで、第13条から第18条まで、第19条の2から第22条まで、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条第3項、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第40条の2から第42条まで及び第44条
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則(平成17年北海道規則第87号)	第5条第1項(登記事項証明書及び資産の状況を確認できる書類に係る部分を除く。)

別表第2中

北海道立総合博物館管理規則(平成26年北海道規則第72号)	第9条第1項
-------------------------------	--------

を

北海道立総合博物館管理規則(平成26年北海道規則第72号)	第9条第1項
-------------------------------	--------

行政不服審査法施行細則(平成28年北海道規則第36号)	第3条(第7条第2項、第8条第2項及び第9条において準用する場合を含む。)
北海道核燃料税条例施行規則(平成30年北海道規則第60号)	第3条第1項
北海道立北の森づくり専門学院管理規則(令和元年北海道規則第35号)	第8条(第2号、第4号及び第5号に係る部分を除く。)、第10条第1項(住民票の写し及び貼付用紙に係る部分を除く。) 及び第20条第1項

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)
- 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。
第52条第2項中「より」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。
3 第1項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による申請書の提出が行われた場合には、第1項の表に掲げる部数の申請書の提出があったものとみなす。
(製菓衛生師法施行細則の一部改正)
- 製菓衛生師法施行細則(昭和42年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。
第1条に次の1項を加える。
3 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第2項の規定による受験願書の提出が行われた場合には、前項に規定する通数の受験願書の提出があったものとみなす。
(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)

の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「届書」の次に「又は第6条第2項前段若しくは第7条第2項前段の規定による申請書」を加え、「書類」を「届書又は申請書」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

- 5 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による請求書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の請求書の提出があったものとみなす。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

- 6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「使用して」の次に「第4条前段、第11条前段若しくは」を加える。

(北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 7 北海道屋外広告物条例施行規則(昭和26年北海道規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項から第3項までに規定する申請書の提出が行われた場合には、それぞれ当該規定に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。

第8条の3第4項中「(平成16年北海道規則第33号)」及び「(平成16年北海道条例第4号)」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

- 8 建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条の3に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)

第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。

第20条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出が行われた場合には、同項に規定する通数の申請書の提出があったものとみなす。